

令和6年第4回中津川市議会「定例会」
一般質問通告表

令和6年9月9日(月)・10日(火)

質問日	順序	質問事項	質問者	答弁を求める者	発言所要時間 (質問方法)
9 月 9 日	1	1. ヒアリングフレイルについて 2. 1か月児、及び、5歳児健診について 3. 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化について	糸魚川伸一	市長 市長公室長 総務部長 市民福祉部長	30 (一問)
	2	1. 地域公共交通の現状と今後の地域住民の移動手段の確保について 2. 能登半島地震の振り返りと今後の防災・減災対策について	松崎誠	市長 総務部長 定住推進部長 商工観光部長	20 (一問)
	3	1. リニア工事による水枯れ、環境汚染対策について 2. こども誰でも通園制度について 3. 日本版DBSについて	田中愛子	市長 リニア都市政策部長 リニア駅周辺整備担当部長 市民福祉部長 教育長 教育委員会事務局長	40 (一問)
	4	1. 行政対象暴力への対応について	小池菜摘	市長 副市長 市長公室長 総務部長	30 (一問)
	5	1. 市有財産(施設)運用管理マスタープランについて	牛田敬一	市長 政策推進部長 総務部長 商工観光部長	15 (一問)

9 月 10 日	6	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高齢者の補聴器補助について 2. 公共施設に「磁気ループ」の設置・保有について 3. 就学援助制度について 4. 「中津川市医療需要検証プロジェクトチーム」の設置について 	木下律子	市長 市長公室長 市民福祉部長 病院事業部長 教育長 教育委員会事務局長 文化スポーツ部長	40 (一問)
	7	<ul style="list-style-type: none"> 1. 文化財・伝統文化の保護・継承について 	林友義	市長 文化スポーツ部長	20 (一問)
	8	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害時の福祉避難所について 	鷹見信義	市長 総務部長 市民福祉部長	15 (一問)
	9	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「東海地震に係る地震防災対策強化地域」中津川市の防災・災害時の対応について 	黒田ところ	市長 政策推進部長 総務部長 市民福祉部長 病院事業部長 教育長 教育委員会事務局長 消防長	40 (一問)

令和6年9月定例会
一般質問要旨

令和6年8月27日
6番 糸魚川 伸一

1. ヒアリングフレイルについて

加齢による難聴は、音を感じる細胞が壊れることや脳の老化で起こります。人がどれくらいの音で聞こえるかという音の大きさを25 dBを超えると難聴と判定されますが、国立長寿医療研究センター老化疫学研究部の資料によると聴覚は65歳を過ぎると急激に悪くなり、75歳で男性は71.3%、女性で67.3%、80歳を過ぎると男性は84.3%、女性で73.3%で難聴を発症するとされています。

① 加齢性難聴の方の人数を把握されているか伺います。

聞こえづらいことが社会活動を阻むいくつかの要因となります。自分自身が大きな声で話すことで相手に威圧感を与えてしまったり、また、その逆に相手が大きな声で話すことで威圧感を受けてしまうことがあります。聞こえづらいことで何度も聞き返し、聞き返すことに抵抗を感じるようになると聞こえたふりをして、また、それを重ねることで聞こえたふりをすることがうまくなり、周囲の人が耳の悪いことに気づかないことがあるようです。その結果、相手の話すこと（期待すること）と異なる行動を起こしてしまい、周囲からはもの忘れがひどくなったと誤認されたり、認知症になったのではないかと誤認されてしまうこともあります。仲の良かった友人との接触の機会が少なくなったり、外へ出ることが億劫になったり、家族との会話が少なくなったり、好きだったテレビも見なくなったり、様々な刺激から遠ざかることにより孤立感を感じさせ、抑うつ状態に陥り、脳を委縮させてしまう危険性が出てきます。孤立感はフレイルの危険因子としても考えられています。医学誌ランセットは、令和2年「認知症の40%は予防可能な12の要因により起こると考えられる。そのなかで最も大きな危険因子は難聴」だと発表しています。

難聴は治療のできるものもあり早めに専門医の診察を受けるべきと考えます。しかし、日本補聴器工業会の調査によると、難聴や難聴の疑いのある6割あまりの人が医療機関を受診していないとのことでした。

- ② 難聴のある方が専門医療機関で診察を受けることは、難聴対策にもつながりQOL(人生の質)を上げると同時に認知症の予防にもつながると考えます。難聴のある方に医療機関への受診を奨めるべきと思いますが、現状の取り組みについて伺います。

病院に行くほどの病気でもないと思うことが専門医の受診の妨げになっているようです。ご自身が聞こえにくさの自覚はしているものの、重い難聴であることを自覚してない場合もあります。難聴の状態を自分で客観的にわかることは医療機関受診への動機づけにもつながるのではないかと考えます。聞こえのチェックリストを作成することで、本人さん自身の自覚を促すことができるのではないかと考えます。また、仮に本人さんがそうしたチェックされることがない場合でも、家族や近い方が替わってチェックし本人へ伝えることにより医療機関受診への動機づけになるのではないかと考えます。

- ③ 聞こえのチェックリストを作成し配布することで、医療機関受診への動機づけにできるのではないかと考えますが、ご見解を伺います。
- ④ 実際の聞こえの状態から難聴を実感してもらうことも大切だと考えます。スマホのアプリで「みんなの聴能力チェック」というアプリがあります。誰でも簡単に客観的に自分の聴覚の状態がわかるアプリです。ご自分で状態をチェックすることが可能です。また、聴覚に疑問のある方にご家族などがチェックをしてあげることも可能です。こうしたアプリを紹介してはどうかと考えますがご見解を伺います。
- ⑤ 介護予防事業の際などこうしたアプリを使用することで専門的なスキルがなくともバラツキなく職員による簡易スクリーニングを行うことが可能だと思います。アプリを使った簡易スクリーニングを行ったらどうかと考えますがご見解を伺います。

医学誌ランセットが「認知症の40%は予防可能な12の要因のなかで最も大きな危険因子は難聴である」とする中で、45歳から65歳の間に聴力が低下すると認知症の発症リスクが1.9倍に高まるとしています。

- ⑥ 高齢者の方にはもちろん、若い方や中高年の方にも日頃から聴覚の大切さや難聴の予防について、ヒアリングフレイル予防の啓発をすすめるべきと考え

ます。ご見解を伺います。

- ⑦ 近年、ヒアリングフレイル予防に取り組む自治体が増えています。ヒアリングフレイルについて様々な機関と連携して包括的にヒアリングフレイル予防に取り組んではどうかと考えますがご見解を伺います。

2. 1か月児、及び、5歳児健診について

乳幼児健康診査につきましては、母子保健法により市町村において、1歳6か月児、及び、3歳児に対する健康診査の実施が義務づけられていますが、現在当市ではそれらの他、独自で3か月児健診、6か月児相談、1歳児相談、2歳児相談が行われています。

そうした中、国は出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的として、1か月児健診と5歳児健診を行った場合、国が費用の助成をする方針を明らかにしました。

- ① 1か月児健診は身体発育状況、栄養状態、身体の異常を早期発見するものです。現在、当市では任意での受診となっておりますが大半の乳児が受診していると聞いています。1か月児健診の受診状況について伺います。
- ② 大半の乳児が受診していることを鑑みてもニーズの高い健診であると考えます。1か月健診を行った場合、国が費用を助成する財政支援を示しております。これを機に当市としても1か月健診を進めるべきと考えますが、ご見解を伺います。

5歳児健診は、発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）や育児上問題となる事項を調べるもので、必要に応じ専門相談等就学前に適切な療育につなげていくものです。小学校入学前の「就学時健診」もありますが、就学までの期間が短く支援が難しいということがあります。5歳児健診は以前から専門家の間でも大切だとされてきましたが、母子保健法上の乳幼児健康診査とはなっておりませんでした。しかし、国は5歳児健診を行った場合、費用を助成する方針を打ち出しました。国が費用を補助する財政支援には全国的な実施を促していく狙いがあると考えます。ベネッセのホームページの国立成育医療研究センター 小枝達也副院長のセミナーレポートでは、適切なサポ

ートをすることで不登校児が減少した自治体があるとのこと。大分県竹田市では気になる子どもに適切なサポートにつなげたところ、不登校の小学生が減ったというデータもあります。また、ある自治体ではその子の特性に合ったサポートをすることで、特別支援学級から通常学級に移った子どもが増加傾向であるとされています。

- ③ 5歳児健診は非常に重要な健診であると考えます。健診を行った場合、国が費用を助成する財政支援を示しております。これを機に当市でも5歳児健診を進めていくべきだと考えますがご見解を伺います。

3. 女性の視点をとり入れた災害対応力の強化について

令和6年1月1日に能登半島にて発生した地震では道路や水道といった生活基盤のインフラに大きな被害があり、多くの方が被災され避難所生活を余儀なくされ、また、長期化しました。避難所は女性の視点からの災害対応が十分ではありませんでした。避難所となった学校では多くの方が避難しており、性別にかかわらず空き教室などに多くの方が寝泊まりをしていました。仕切りもなく、仮にあったとしてもものぞけば見えてしまうようなもので、着替えができる場所もなく、女性はふとんの中で着替えをしていたとのこと。また、プライバシーの配慮はもちろん、物資についても女性が必要とする衛生用品が後回しにされたり、また、その物資の配布を男性が行ったり等、避難所の運営では女性への配慮が課題となりました。

災害時には男女でニーズや影響に違いが出やすいとして、国では令和2年に男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを作成しており、女性の視点を取り入れた災害対策を進めるよう呼びかけていました。そうした中、取組状況の把握（令和5年1月1日～12月31日）として調査を実施しました。避難所運営で女性の視点が求められる中、調査の結果、全国の各自治体の防災担当部署のうち6割近くで女性職員が1人もいないことが分かりました。

- ① 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインに対しての内閣府の取組み状況の把握調査において、「防災・危機管理部局に配置されている女性職員の状況を教えてください」との問いに対し、当市は、令和5年12月31日現在5名の職員の配置をしているなか、女性職員の数は0名と回答しています。現状について所見を伺います。

群馬県渋川市では 5 年前の台風被害をきっかけに防災対策に女性の視点を盛り込む取り組みが進められ、防災の担当部局である危機管理室にこれまで配置されていなかった女性職員を 3 名配置したほか、地域防災計画に関わる女性メンバーを 6 割まで増やしました。女性の意見を踏まえて防災備蓄品の見直しを行ったり、プライバシーに配慮した避難所運営の訓練を行ったりなどされているとのことでした。

- ② 女性の声は、子どもや高齢者にもつながります。備蓄品についても女性の視点が非常に重要であり、日頃から女性の意見が取り入れられる環境が必要だと考えます。男性ではどうしても気づかないことやわからないことがあります。当市役所でも防災・危機管理の担当に、女性職員の配置やあり方について検討すべきと考えます。ご見解を伺います。

以下同じく、内閣府のガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況調査結果についての質問とします。

- ③ 「地方防災会議を設置していますか」との問いに対し、地方防災会議を設置しているものの女性委員の数は 0 名であるとの回答でした。現状について所見を伺います。
- ④ 「地方防災会議に女性委員を増やすためにどのような取組を行っていますか」との問いに対し、関係機関に対し女性委員の選任を可能な範囲でお願いしているとの回答でした。どのような取り組みを行っているか伺います。
- ⑤ 地方防災会議での女性委員は現状 0 名です。国は女性比率 3 割を目標に掲げています。庁内職員の任命、学識経験のある女性を積極的に登用したり、公募をかけたり、関係団体へ女性の推薦をしてもらったりなど、できることはあると思います。ご見解を伺います。
- ⑥ 「地域防災計画や避難所運営に関するマニュアル（手引き、ガイドライン、ひな形を含む）の作成・修正にあたって、男女共同参画の視点を取り入れるための取り組みを行っていますか」との問いに対し、行っていないとの回答でした。男女共同参画の視点を取り入れるべきと思いますがご見解を伺います。
- ⑦ 「備蓄しているものについて、教えてください」との問いに対しては、当市は

「女性・妊産婦用品」、「乳幼児用品」について備蓄はしていないとの回答でした。特に女性・妊産婦用品を備蓄していないと回答したのは、岐阜県内42市町村の中で当市をいれて2市1町1村と少数でした。どのような考えから「女性・妊産婦用品」、「乳幼児用品」の備蓄をしていないのか所見を伺います。

- ⑧ 「物資の備蓄にあたり、男女共同参画の視点を取り入れるための取組をしていますか」との問いに対し、男女共同参画の視点は取り入れていないとの回答でした。能登半島地震の教訓からも、男女共同参画の視点を取り入れるべきだと考えますが、ご見解を伺います。

1. 地域公共交通の現状と今後の地域住民の移動手段の確保について

住んでよかった、住んでみたい街に。～地域公共交通網の維持で定住を推進～

自家用車の普及による運転免許保有者の増加や、少子高齢化による鉄道、バス、タクシー等公共交通の利用者減少が全国的に進んでいます。中津川市においても例外ではなく、特に2020年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、路線バスの廃止や減便、タクシー運転手の減少など、拍車がかかっており、事業者は経営が厳しく、利用者にとっては利用しづらいものとなっています。

中津川市では平成30年度に「中津川市地域公共交通網形成計画」が策定され、令和4年度からは法制度の改定により「中津川市地域公共交通計画」として、令和8年度までの9年間を計画期間として様々な事業が行われています。

今回は地域公共交通を取り巻く課題に対する、これまでの取り組みと今後について伺います。

(1) 利用者数の推移について

令和6年6月開催の中津川市公共交通会議の会議録を中心に次の内容を確認します。

- ① 目標達成状況では、令和3～4年度の通学バス定期代補助額見直しで、高校生の利用率に増加の傾向が見られますが、利用者を人数で伺います。(図1)
- ② 主な考察として、市による高校生バス通学定期購入補助の改正や周知により、福岡・阿木地区の学生利用が増加した。とありますが2地区が増加した要因を伺います。
- ③ 他の地区の利用が増加しなかった要因を伺います。
- ④ 阿木地区の小学生、蛭川地区の高校生など、コミュニティバスを利用した通学ができる便を設定し堅調に推移しているとの事ですが、他の地区に拡大する考えの有無を伺います。
- ⑤ コミュニティバスの路線や運行スケジュールの見直しは、どのようなタイミングで行われるのかを伺います。
- ⑥ 観光地へのフリー乗車券など市外からの来訪者による利用促進を行っています。観光地の来訪者数と比較すると僅かな利用に留まっています。今後の利用者拡大に向けた取り組みを伺います。
- ⑦ 公共交通の利用者が伸び悩む要因に、高齢者の運転免許保有者の増加があると言われています。公共交通の利用に向けた取り組みを計画的に進める必要があると思いますが、これまでの取り組みなど見解を伺います。

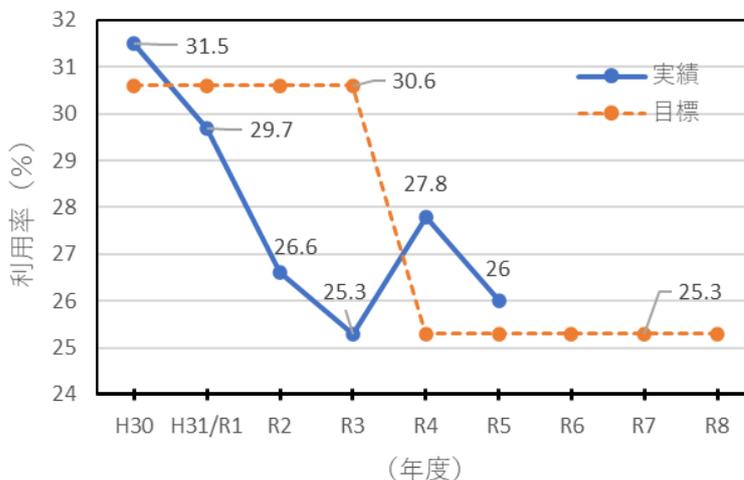


図1 高校生利用率の推移

(2) 公共交通の運転手確保について

公共交通のバス・タクシーだけではなく、運送業などでも運転手が不足しており、様々な業種で運転手の奪い合いになっています。国の規制緩和により、第二種免許等の受験資格引き下げなども行われていますが、市内の事業者では、事業継続に向けた若者など企業の望む人材確保が難航していると伺っています。

- ① 市内のバス・タクシー事業者の従業員の充足状況を伺います。
- ② 事業項目に女性限定の運転手体験会がありますが、近年の社会情勢により性別限定では難しいとの判断で休止となっています。性別要件を無くすなど、見直しにより実施は可能であると考えますが、見解を伺います。

2. 能登半島地震の振り返りと今後の防災・減災対策について

1月に発生した能登半島地震から8ヶ月が経過しました。先日の砂防講演会では、現地に派遣された職員による活動報告が行われ、課題や提案の報告がありました。また、中津川市とは地形や居住環境など類似した部分が多くあり、今回の教訓を今後いつ起こるか分からない、地震をはじめとする様々な災害に対して、早急に生かす必要があると考えます。

(1) 防災対策の見直しについて

令和6年7月に国土交通省から「能登半島地震を踏まえた防災対策の推進について」の通知が出され、発災後の被害影響の軽減、生活インフラの迅速な復旧、建物の耐震化や液状化対策など、検討の方向性が示されました。

- ① 上記を受けて中津川市の取り組み状況や計画を伺います。
- ② 通知以前に見直しをされた内容があれば教えて下さい。

(2) 派遣された職員からの課題・提案について

四季を通じていつでも対応できる備えが必要と考えます。

- ① 砂防講演会での報告は一部であったと思われます。全体では何件の課題・提案があるのかを伺います。
- ② 報告への対応状況を伺います。

1. リニア工事による水枯れ、環境汚染対策について

令和6年7月25日付けの中日新聞で「JR東海の2023年度の環境調査結果で、令和5年12月以降に中央アルプストンネル山口工区（中津川市～長野県南木曾町）で湧水が急増しているデータが示されたことが分かった。」と報じられました。（資料1）

湧水は山口非常口（同市山口）付近で調査しており、令和5年度まではおおむね一日平均1,000立方メートル前後で推移していましたが、令和6年2月には1日あたり3,500立方メートルを超えました。現在水枯れのために工事を中断している瑞浪市大湫町の日吉トンネルの湧水量と比較すると2倍の湧水量です。（資料1）

7月27日には大湫の水枯れ問題で第5回岐阜県環境影響評価審査会が開催され、「地下水の低下が続いている、早期の対策が必要」とし、地域の地盤低下も発生していることも明らかになりました。2月末時点では湧水量は1日あたり1,600立方メートル、水位低下が14カ所、枯渇した共同水源は1カ所でしたが、8月22日には枯渇した共同水源が計12カ所に拡大し、更に工事現場周辺の12カ所で最大2.4cmの地盤沈下も確認されました。

- ① 山口トンネルの湧水量が増えています。中津川市が把握をしたのはいつどのような形で把握をしましたか。
- ② JRからは年に1度、12か月分まとめて調査結果の報告、公表とされていますが、毎月の報告が必要な事態だと考えます。市から毎月公表するよう要請はしていますか。
- ③ 報告の頻度を増やし、『工事だより』等で公表すべきではないですか。
- ④ 山口トンネルの4月以降の湧水量を教えてください。
- ⑤ 山口トンネルの湧水量は大湫の日吉トンネルの2倍以上です。対策工事を要請する必要があると考えますが、現在の状況をどのように把握していますか。
- ⑥ 9月補正予算案にリニアトンネル工事周辺の水量等の調査が含まれています。具体的な調査方法を教えてください。
- ⑦ 調査箇所は何カ所になりますか。可能であれば場所も教えてください。

資料1. 山口トンネルと日吉トンネルの1日当たりの湧水等の状況 (JR東海 HP より)

1-2-1 中央アルプストンネル (山口)

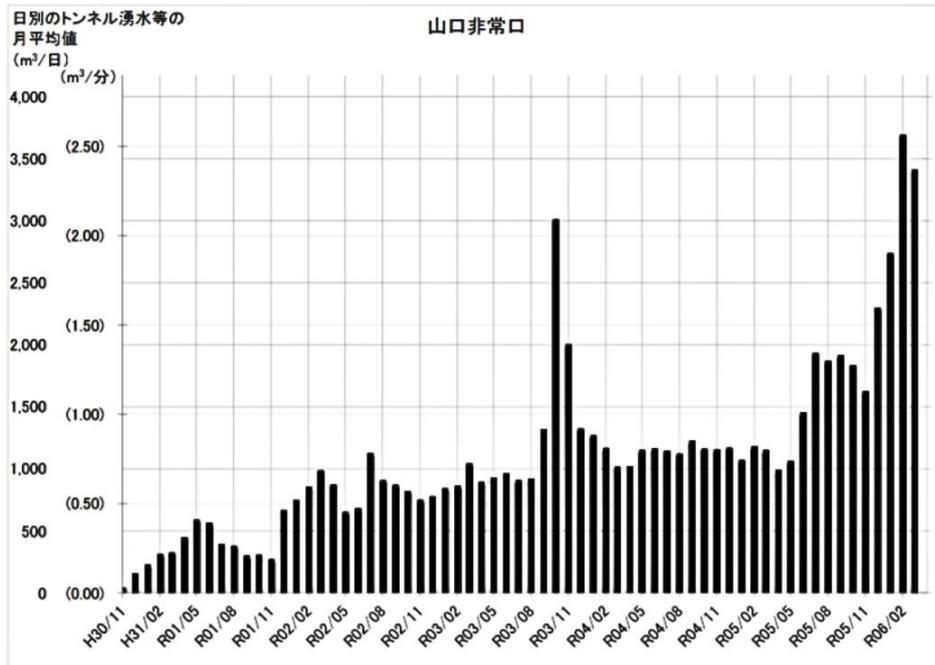


図 参 1-2-1-1 山口非常口工事施工エヤード^{注2}のトンネル湧水等^{注1}の状況

注1：トンネル湧水等には、トンネル湧水のほか、工事排水、雨水を含む。

注2：令和3年10月は、先進ボーリングの抜管に伴い一時的に湧水が増加した。その後定常化した。令和5年12月より先進ボーリングの実施に伴い一時的に湧水が増加した。周辺の水資源(井戸、湧水等)利用への影響は確認されていないが、トンネル湧水や周辺の水資源の状況を継続的に確認する。

1-2-5 日吉トンネル (南垣外工区)

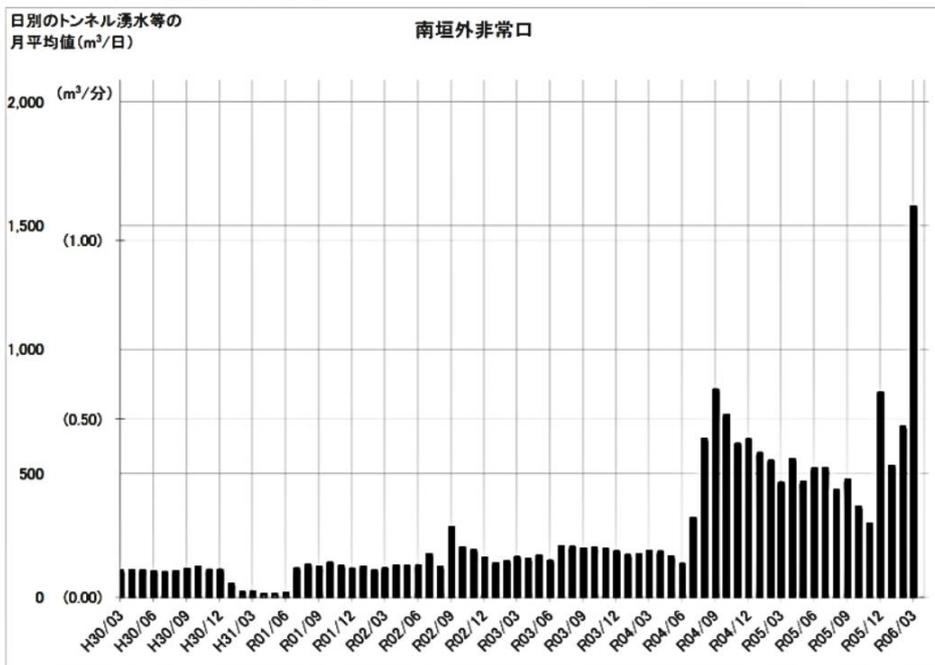


図 参 1-2-5-1 南垣外非常口工事施工エヤード^{注2}のトンネル湧水等^{注1}の状況

注1：トンネル湧水等には、トンネル湧水のほか、工事排水、雨水を含む。

注2：令和4年7月以降、湧水量が増加した。岩盤の割れ目に溜まった地下水をトンネル内に導水した可能性がある。令和5年12月に湧水量が一時的に急増したものの、その後収束した。令和6年2月から3月にかけて、湧水量が急激に増加した。周辺への影響を継続的に確認する。

資料2. 山口トンネル工事ヤード付近より勢いよく流れる排水（湧水、雨水等を含む）



リニアのトンネル工事に関連し、トンネル建設の技術的な問題点が報道されています。鹿児島県が5年前に建設した自動車用トンネル北薩トンネル内で、7月末に路面の隆起や、上部からの崩落で土砂や地下水が流入しトンネルの閉塞が確認され、通行止めとなり、復旧の見通しが立たないとされています。

水位の低下や枯渇が起きた日吉トンネルでは湧水対策として、JR東海が5月に掘削工事を中断し、ウレタン系薬液を注入し、その後初期段階のセメント注入に着手していましたが、直後の7月末に同じ湧水対策をした北越トンネルで崩落事故が起きたため、JR東海は日吉トンネルの湧水を止める対策工事の内容を再検討する必要があると発表しました。しかしJR東海は対策代替案を示すことが出来ず対策工事すら進めることが出来ません。トンネルが大部分を占めるリニア新幹線の安全性にも係わる問題です。

- ⑧ 中津川市内のリニアトンネル工事で、北薩トンネルや日吉トンネル同様の湧水対策工事が行われている場所がありますか、あるとすればどこですか。
- ⑨ 北薩トンネルでは地層の境目付近で崩落が起きています。市内の工区で地層の境目とされている場所がありますか。

湧水量が増えている山口トンネルでは水道水源地の地下を掘削しており、その影響が心配されています。環境影響に対して市の独自調査が注目されています。南木曾町では長野県の水源地域保全条例をもとにJR東海と協議書を締結しています。山口トンネルは岐阜県の保全条例の水源地域の地下を通ります。(資料3)

- ⑩ 中津川市でも岐阜県の条例をもとにJR東海と協議書を締結し、水枯れを起こす前に予め対応を決めるべきと考えますが所見を伺います。(資料4)

南木曾町では町長が中心となり『南木曾町リニア中央新幹線対策協議会』を作って、推進のための議論ではなく、住民を守るための議論が行われています。

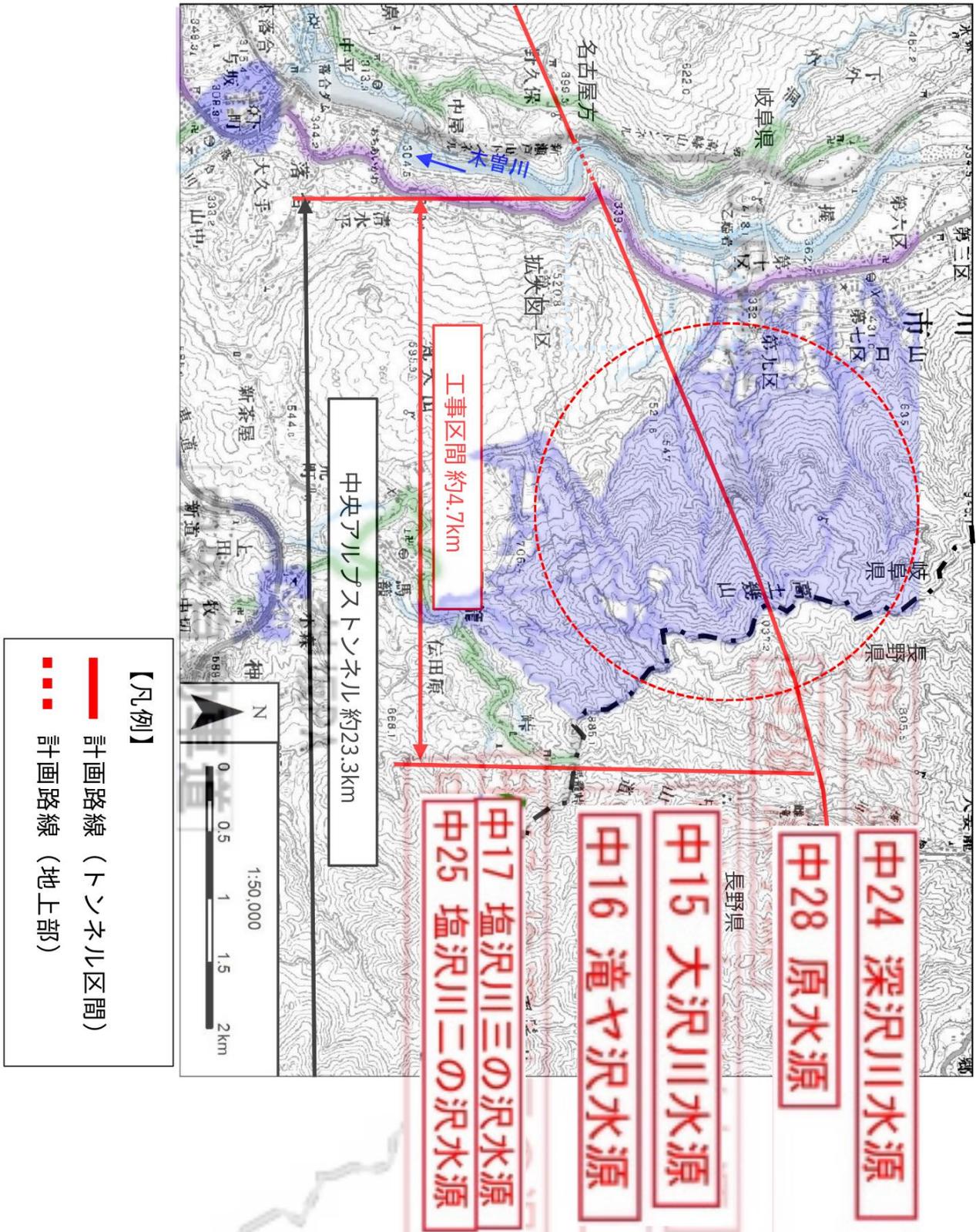
- ⑪ 中津川市でも水源など中津川市の住民、資源を守る立場で、議論する必要があると思いますが所見を伺います。

坂本地域では、3つの大きな農業用ため池の近接で駒場トンネルの掘削がはじまり、ため池への影響が心配されています、また、7月27日には、農業用ため池上流に要対策土(対策が必要な汚染残土)の埋立て処分場が建設される地元説明会が開催され、来年度から着手すると公表されました。

- ⑫ ため池は現在も農業用に利用されており、水位低下、枯渇は住民にとって死活問題です。坂本駒場トンネル工事の掘削では、トンネル湧水の状況を少なくとも月に1回報告するようJR東海に要望すべきと考えます。市の所見を伺います。
- ⑬ (対策が必要な汚染残土) 要対策土による土壌汚染が心配です。車両基地予定地内では一昨年、搬出、無害化処理が行われています。要対策土は住民が安心してできるよう無害化処理を行なうべきだと思います。市の所見を伺います。

岐阜県東部にある地質帯に含まれる有害物質と主な毒性	
カドミウム	中毒になると腎機能に障害が出る。重篤となった症例がイタイイタイ病。
ヒ素	発熱、下痢、嘔吐、興奮、脱毛などの症状、がんの発生などの悪影響。
黄鉄鉱	水と酸素と反応して硫酸鉄と硫酸を発生する。
ウラン鉱	放射性物質。被ばくや肺の病気などを引き起こす可能性がある。
六価クロム	手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じる。

資料3.山口トンネルと水道水源地 (JR 東海 HP、岐阜県 HP より)



資料4.南木曾町JR 東海締結資料

(様式第1号)

長野県指令29水大第378号
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部名古屋建設部
部長 松野 篤二 様

平成29年4月6日付けで協議のあった妻籠水道水源保全地区内の土石類の採取その他土地の形質の変更(トンネル)については、長野県水環境保全条例第12条第1項の規定により次の条件を付して同意します。

平成30年3月27日

長野県知事 阿部 守一

(条件)

1 水量について

- (1) 南木曾町が妻籠水道水源として必要とする最大取水量(平常時477.1m³/日、緊急時718.5m³/日)を確保すること。

2 モニタリング調査について

- (1) 大崖沢の土石流堆積物の上に浅層の観測井と中央新幹線の計画路線付近の深層の観測井を設置し観測体制を強化すること。
(2) 妻籠水道水源の湧水量を把握するなどトンネル工事による影響の有無を確認できる体制を整備すること。
(3) 観測井の水位変動が自然現象によるものなのか人為的トンネル工事によるものなのか判断できるよう、観測井の水位について、施工前、施工中及び施行後一定期間(5年間)観測を行うこと。
(4) モニタリング調査の結果について、県へ定期的に報告すること。

3 施工について

- (1) 平成29年4月6日付けで提出された「水道水源保全地区内行為事前協議書」(以下「事前協議書」という。)及び関係法令等に基づき、妻籠水道水源に影響が生じないように施工に努めること。
(2) 第5回専門委員会に提出した施工フロー(別紙)に基づき施工すること。
(3) 施工により妻籠水道水源に影響が生じた場合を想定し、施工及びモニタリング方法等について予め対策を確保しておくこと。
(4) 万が一、妻籠水道水源に影響が生じた場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告するとともに必要な対策を実施すること。

4 情報提供について

- (1) 工事に関する情報は積極的に提供するとともに、南木曾町と情報提供の方法、手段等について

て取り決めることを行うこと。

- (2) トンネル工事により発生するリスクを整理し、そのリスクに対する対応策を地元で説明すること。

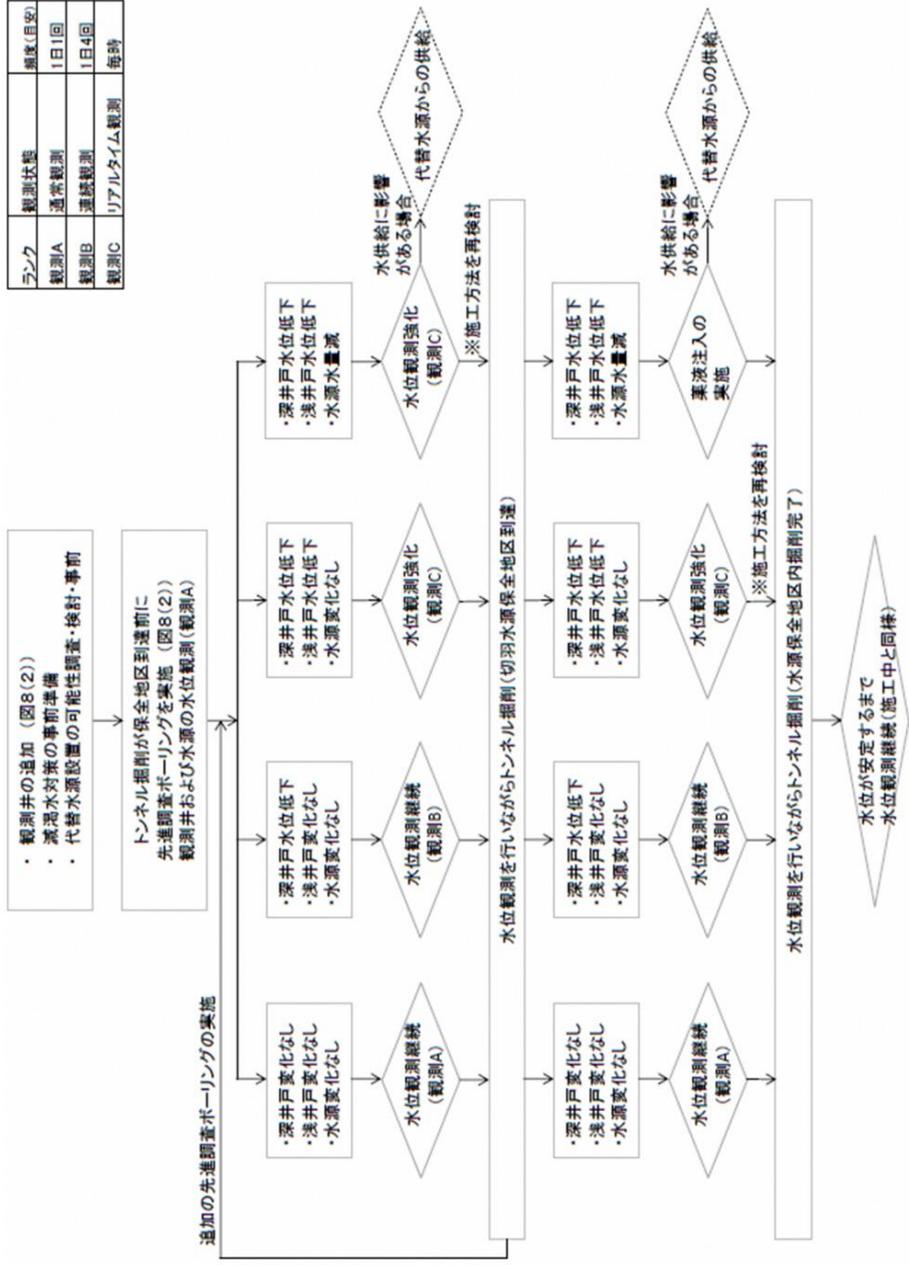
5 その他

- (1) 事前協議書に記載している事項と状況が大きく変わる又は変わる恐れがある場合は、速やかに南木曾町及び長野県に報告すること。
- (2) 南木曾町からトンネル工事箇所への立入の求めがあった場合は、出来る限り応じること。
- (3) 南木曾町から要請があれば、妻籠水道水源の保全等に関する事項について文書による確認を行うように努めること。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法の規定により、長野県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から6か月以内に、長野県を被告として（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となります。）、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別紙



2. こども誰でも通園制度について

政府は2023年6月1日『こども未来戦略会議』で少子化対策方針案の中に『こども誰でも通園制度』の創設を発表しました。政府は少子化対策として、2024年度以降の本格実施を目指すとし、一部自治体では試験的に実施が開始しています。

中津川市では就労を理由に保育を希望する場合に、1か月当たり64時間以上勤務していることとありますが、きょうだい児の療育や通級指導への送迎、付き添いなどは保育理由とみなされず、発達特性のある子どもや障がい児を抱える保護者を中心に保育利用の条件緩和を希望する声がありました。

東濃5市の保育利用条件 となる就労時間	中津川市	恵那市	瑞浪市	土岐市	多治見市
	64時間	48時間	64時間	60時間	60時間

そうした中、NHKの報道では、出産後、社会との接点が希薄となる保護者の孤立しがちな子育てを支援する制度として「親が就労していなくても子どもを保育所などに預けられる『こども誰でも通園制度』は、保護者を中心に賛成する声がある一方、保育現場からは、「負担が増える」「保育士の待遇改善が先だ」といった声が相次いでいます。」と導入の課題も報じています。

また、1人当たりの利用時間の上限が10時間と非常に短く、保育所に慣れる間もなく預けられる子どもにとっても負担が大きいと感じます。そこで質問いたします。

- ① 中津川市ではいつから導入される予定ですか。
- ② 現在、中津川市内で行われている一時保育との違いを教えてください。

子ども家庭庁が2024年8月2日に発表した資料によると2023年に全国の保育所や幼稚園などでの子どもの死亡やケガなどの事故が前年度より311件増え、過去最多の2,772件にのぼる事が分かっています。

- ③ 預かる側にとっても、慣れない子どもを預かることはとても大きな負担です。現状でさえ、低賃金や業務過多が保育士不足の課題となっています。制度導入にあたり中津川市で事故の防止、業務過多の対応について、検討している対策があれば教えてください。
- ④ 本制度では、『ならし保育』も事前の顔合わせも必要とされていません。慣れない場所で預けられることは、子どもにとって負担が大きい制度だと感じますが、中津川市の所見を伺います。

未満児保育の入園時は、初めて保護者と離れて不安で泣き叫んだり、駄々をこねる子ども達を、子どもの様子に合わせて楽しい遊びを用意しながら保育士の先生方が優しく受け止め対応して下さっています。バイバイと笑顔で保護者と別れられるようになるには、丁寧な保育と長い時間が必要です。『誰でも通園制度』の試行的事業でも、「初めての子どもは泣きっぱなしになる。保育士が（誰でも通園制度を利用する子どもに）かかりきりになって、他の子どもを見る余裕がなくなる。保育の質が担保できない」と保育園の声が寄せられていると毎日新聞に載っていました。

- ⑤ 子どもが安心して過ごすために、預け先となる保育施設や保育士との信頼関係を築く必要があります。そのためには、継続的な保育利用、担当する保育士の固定が必要だと考えますが、所見を伺います。
- ⑥ 子どもの負担を最小限にし、保護者の支援を行うには、一時的な保育利用ではなく、例えば就労時間の見直しなどで、保育の利用条件を緩和し、保育を希望すれば誰もが保育を利用できる環境など、継続的な保育が必要だと考えます。保育の利用条件の見直しについて所見を伺います。

言葉でのやり取りが十分に出来ない年齢の子ども達にとって、突然、知らない所に連れていかれ、知らない人に預けられ、保護者から離れるという状況は、大きな不安をうみ、将来的に社会への不信へと繋がっていく事も考えられます。保護者から離され、その場で泣く子もいれば、その場で泣かなかったものの、後から不安感が強くなる子もいます。保護者の孤立を防ぐ支援は急務だと考えますが、「子どもの最善の利益」が最優先に守られなければなりません。『こども誰でも通園制度』は政府の方針ではありますが、中津川市には『子ども達の安心』が守られるような継続的な支援と手厚く余裕ある保育体制を作って頂きたいと考えます。

3. 日本版 DBS について

令和6年6月の通常国会で、日本版 DBS 創設を盛り込んだ『こども性暴力防止法』が全会一致により可決、成立しました。この制度導入に全政党が賛成したということは、国として「子どもへの性暴力は許さない」という強い意志の表れであり、子どもの権利に対する意識が社会全体として前進したものだと考えています。

この制度は、対象の事業者が政府に照会すると、犯罪歴の有無を記載した確認書が交付され、子どもに接する仕事につく人に性犯罪歴がないかを確認するもので、政府は令和8年度中の開始に向けて動いています。そこで質問です。

- ① 中津川市で対応が義務付けられる対象となる事業者、施設を教えてください。
- ② 現段階では学習塾やスポーツクラブ、認可外保育施設、放課後児童クラブは任意となっています。子ども達を性暴力から守るためには認可外保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所なども導入すべきだと考えますが所見を伺います。

前科の確認の対象となる罪は、不同意わいせつ罪や不同意性交罪などの刑法犯に加え、性的姿態等撮影罪いわゆる撮影罪や、児童ポルノ禁止法違反、それに痴漢や盗撮などの条例違反も含まれています。一方で、性被害について泣き寝入りしてしまう被害者も多く、前科がつくことなく加害を繰り返すケースや、下着泥棒（窃盗罪）やストーカー規制法違反は性暴力とは性質が異なると性犯罪としてカウントされないなど、法の不備も指摘されています。

大人になってから幼少期の性暴力に気付くケースもあり、子ども達を性暴力から守るためには、子ども自身が性暴力に気付ける力も必要になります。

- ③ 性暴力をしない、させないための性教育が子どもにも大人にも必要だと感じますが、現在、具体的な対策など講じているものがあれば教えてください。
- ④ 密室になり得る環境で子どもと二人きりにならない。複数の目が届く体制を維持するなど、性暴力が起こりにくい環境が必要です。現在、具体的な対策など講じているものがあれば教えてください。
- ⑤ ストレスのはけ口として、暴力が社会的に弱い存在、主に女性や子ども達におかう傾向があります。子ども達への暴力を防ぐためには、保育士や教職員等の現場職員のストレスを軽減する勤務環境が必要です。具体的な対策など講じているものがあれば教えてください。

1 行政対象暴力への対応について

令和6年7月16日午後、愛知県高浜市役所内で事件が起きました。報道によると、来庁者の男性が可燃性の液体をまいて火をつけ、刃物を振り回すなどしたとのこと。この事件で3人の市職員が負傷しました。

カスタマーハラスメントと呼ぶにはあまりに重い、れっきとした犯罪行為が市庁舎内で起こった事例です。

前回の一般質問から間も無く、このような事件が起こったことを知り、まさにわたしが危惧していたことはこれなのだと思います。我が市の職員が、中津川市の名の下で、加害されてしまう可能性について恐れていました。

中津川市職員の心身の安全を保障できるような盤石な体制を作っていただきたく、質問させていただきます。

(1) 行政対象暴力への備えについて

高浜市役所での事件(以下本事件という)では、市民が「職員を出せ」と叫びながら刃物を振り回したとのこと。中津川市では中津川市庁舎の管理に関する規則(以下庁舎管理規則という)にて、職員の面会を強要する者や、鈍器・凶器・爆発物その他の危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者に対し、庁舎管理者が退去命令を出せると規定されています。

①本庁舎では総務部長、健康福祉会館では市民福祉部長、出先機関ではその長を当該庁舎の庁舎管理者と規定していますが、それぞれの補助者は誰になりますか。また、庁舎管理者が不在の場合の対応については規定がありますか、お伺いします。

②本事件のように、刃物を持っている市民が「職員を出せ」と叫びながらカウンター内に入った場合、建造物侵入罪、銃刀法違反、暴力行為等処罰法違反、強要罪等の法律違反にあたる行為を伴っており、犯罪実行状態と認められます。中津川市ではどの時点で警察へ通報を行うよう指導していますか、お伺いします。

③現場の職員が退去命令を出すべきだ、と判断し、その発出に関して、どのようなフローで対応するべきと指導していますか、お伺いします。

本事件では、犯人が刃物を持ってカウンター内に侵入した時点で警察への通報を要請、庁舎内にいるひとへの避難を呼びかけ、さすまたで犯人と距離をとりながら対応し、焼身自殺を図った犯人へ消火器を噴射して消火し、最終的に男性職員5名で取り押さえたとのこと。中津川市の規定について確認させていただきます。

④庁舎内でこのような事件が発生した場合、庁舎内にいる市民や職員の避難について規定されていますか、お伺いします。

⑤庁舎内にさすまたなどの犯人と距離をとるための装備は配備されていますか。また、配備されていればその使い方について職員への指導は徹底されていますか、お伺いします。

⑥庁舎内の消火器はこのような対応をしながらでも使用できる場所に配備されていますか。また、配備されていればその使い方について職員への指導は徹底されていますか、お伺いします。

不当要求行為等の防止に関する要綱第8条には、「不当要求行為に対応する場合は毅然とした態度で冷静に対応し、その内容を記録する」とあります。また、不当要求行為等対応マニュアルには記録担当(録音、メモ等の記録)を含め職員複数で対応する旨の記載があります。

⑦中津川市の想定する「記録」とはどのような方法によるものと考えていますか。また、その記録のための機器について十分な数が手配されていますか、お伺いします。

⑧各課において面会等複数で対応する必要がある際の役割分担(折衝担当、記録担当、連絡担当、確認担当)は明確に定められていますか。また、担当者が不在の場合の補助者について規定がありますか、お伺いします。

⑨庁舎内の防犯カメラの設置状況はどのようになっていますか。またその映像の管理・検証についてはどのように行われていますか、お伺いします。

(2) 実際の対応と意識について

前回の一般質問では不当要求行為等防止対策委員会への報告が過去 1 件もなかったこと。それから、各職場から不当要求防止責任者を選定して対応していること。また、対応マニュアルを作成していること。さらに、担当者が対応に苦慮するような場合は警察官 OB で対策官として勤務する職員 2 名で相談に応じ、孤立しないよう組織的に対応しているとのことご答弁をいただきました。

①不当要求行為等防止対策委員会への報告が 1 件もなかったのは、暴力団に絡む事件がなかったからという理解でよろしいですか、お伺いします。

②委員会へ上げるのは暴力団案件のみという規定が見当たらないのですが、なぜそういう判断になっているのですか、お伺いします。

③不当要求行為等の防止に関する要綱第 8 条第 4 項では「職員は、不当要求行為等に対応した場合は、その都度、速やかに所属長及び委員会に報告しなければならない」とあります。これが徹底されてこなかった理由をどのようにお考えですか、お伺いします。

現在対策官へ相談されているという「担当者が対応に苦慮するような場合」が発生した時点で行政対象暴力の芽は生まれているものと考えます。対策官自身の対応や、執行部との連携についてお伺いします。

④対策官は警察官 OB ということで、事件に対応する訓練を積まれておられる方かと思いますが、事件発生の際に特別に使用できる装備などはありますか、お伺いします。

⑤対策官への相談内容については市長以下執行部に対して共有がされてきましたか。委員会に提出された案件が 1 件もなかったのであれば、どのように情報共有されていたのでしょうか、お伺いします。

中津川市行政組織規則によると、中津川市には現在危機管理対応部署が二つあり、庁内の危機管理に関することは人事課、庁内を除く危機管理については防災安全課となっています。

⑥過去は 1 つの部署を危機管理担当課としていたというお話を市民の方からお伺いしましたが、現在は庁内と庁外で部署を分けられています。その理由についてお伺いします。

⑦例えば市庁舎内でトラブルのあった市民が、市職員の家まで押しかけた場合など、庁内・庁外に渡り事件が発生した場合、どのように対応されますか、お伺いします。

⑧平成 20 年にはじめて警察官 OB を対策官として雇用し、さまざまなマニュアル作成なども行われてきましたが、不当要求行為等対応マニュアルを拝見すると、記載の元号や不当要求行為等防止委員会庶務が総務部総務課になっていたり、どこかの段階でマニュアルの改訂が行われなくなり、古いマニュアルのまま運用されているように見えます。不当要求行為等対応マニュアルおよび事例集についてはどの部署が管理をしていますか。また、近年改訂がされなくなった理由についても合わせて、お伺いします。

⑨現在、危機管理対策官はいらっしゃいますか。配置されておられるのであれば、所属はどちらでしょうか、お伺いします。

⑩危機管理対策官としての業務はどのようなことを行っておられますか、お伺いします。

前回の一般質問では、若手職員が不当要求行為等に関する報告書の存在を知らなかったことを例に挙げ、周知徹底をお願いいたしました。

⑪今日までに行った全職員に対する周知について、どんなことに取り組みましたか、お伺いします。

⑫不当要求行為等対応マニュアルにも「各課での処理が困難な場合、不当要求等防止委員会へ報告し、委員会の開催等組織的な対応を図ること」とあります。若手職員たちが報告書の存在を知らなかったことから、このマニュアルも知らないのではないかと推測されます。答弁では不当要求防止責任者を選任して対応しているとのことですが、このマニュアルは全職員に周知徹底されていますか、お伺いします。

今回取り上げた愛知県高浜市役所の事件のあと、中津川市で一番初めに危機に備えるべきだと動いたのは若い女性職員だったと聞いています。

⑬危機管理対策官や不当要求防止責任者、あるいは執行部内からこれに中津川市でも備えるべきという声がまずあがってきて然るべきと考えます。そうならなかった理由はどのようにお考えですか、お伺いします。

(3)これからの市職員の安全保障について

今回、一般質問を行うにあたり資料請求をさせていただき拝見した不当要求行為等対応マニュアルと事例集ですが、全て熟読しますと、さすが警察官 OB の対策官の知見も併せて作られたものであると思える、非常に優れたマニュアルです。ここまで様々現在の体制について確認させていただいてきたわけですが、私の考えでは、この対応マニュアルがしっかりと運用・実施されていくだけでも抑止力になりますし、対応する職員が苦慮した時点で委員会へ報告することができるわけですから、抱え込んでしまう必要もなくなります。ぜひこれをご活用いただきたく、引き続き質問させていただきます。

不当要求行為等対応マニュアルには、「2 不当要求行為等の定義」として、暴力団以外の違法または不当な行為についての定義がなされていたり、要望と不当要求の違いについて記載があります。要望と不当要求の違いについて、「暴力行為等による場合は、要望のいかんにかかわらず不当要求行為等となる。市役所に対する苦情・要望等については不当要求ではない(例:大声での苦情申し立ては、不当要求行為等ではない)」とあります。

①大声で苦情を言う時点で、行政対象暴力の芽が出たと判断し、職員を守る体制に入るべきだと考えます。見解を伺います。

「5 不当要求行為等に対する事前準備」として、(1)幹部の危機管理意識の欄には、「幹部自らが「暴力団等反社会的勢力からの不当要求には絶対対応しない」という基本方針と姿勢を示し、職員が迅速に対応できるように環境を整備する」とあります。

②マニュアル内の定義には「暴力団等反社会的勢力」でなくても不当要求には応じてはいけないことが縷々記載されているのに、一番大切な幹部の危機管理意識のところにあえてそのように記載してあることに理由はありますか。訂正すべきではないでしょうか。見解を伺います。

シンなかつがわ。小栗市長体制となって半年以上が経ちました。市民が期待する、どんな素晴らしい取り組みも、実行する市職員の安全保障なくしてポジティブに取り組む続けることはできません。ぜひ、今後の中津川が不正を断固許さない姿勢、また、職員を徹底的に守り抜く姿勢をお示しいただきたいと思えます。

③前回の一般質問から、今日までに市職員を守るための新たな取り組みとして行ったことはありますか。あればその内容について、お伺いします。

④例えば、危機管理担当部署を一本化するなどし、しっかりと職員を守るための制度改革を行う、あるいは時代の流れ、要請に伴って速やかに改善ができる組織づくりを行うべきだと考えます。見解を伺います。

⑤前回の一般質問では、不当要求等の件数を公開する考えはないとのことでした。公開の基準や、区分について課題はあろうかと思いますが、すでにご対応いただいている要望・苦情等に対する進捗管理システムの進捗状況等も含め、不当要求行為や行政対象暴力事件についてもしっかりと組織的に対応した、その数字こそが行政対象暴力に対する抑止力となり、職員・市民にとっては安心感に繋がります。あらためてお伺いします。岐阜市のように、市民に対応件数をお示しいただく考えはありませんか、お伺いします。

以上で、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

一般質問要旨

牛田 敬一

1. 市有財産（施設）運用管理マスタープランについて

平成26年3月に策定した「市有財産（施設）運用管理マスタープラン（以下、マスタープラン）」は、年々老朽化する施設の維持管理経費の削減や環境変化による利用ニーズの減少等を踏まえた計画と認識しています。

このマスタープランは、平成26年度から20年間の計画であり、5年ごとに実施内容について検証し実施計画を見直すと認識しています。

(1) 市有財産（施設）運用管理マスタープラン

- ①平成26年度当初の維持管理経費31億円を令和2年度には25億円とした計画に対し、3億5,300万円と目標の6億円に達しなかった理由を伺います。

維持管理費の削減目標と実績

目標効果\年度		H30まで	R01	R02	R03	R04	R05	R06
目標 単年度	施設数(件)	68	31	12	4	14	9	12
	削減効果(千円)	331,100	39,800	17,200	700	16,600	107,200	9,100
実績 単年度	施設数(件)	43	23	13	3	22		
	削減効果(千円)	165,400	170,000	17,600	300	16,400		
目標 累計	施設数(件)	68	99	111	115	129	138	150
	削減効果(千円)	331,100	370,900	388,100	388,800	405,400	512,600	521,700
実績 累計	施設数(件)	43	66	79	82	104		
	削減効果(千円)	165,400	335,400	353,000	353,300	369,700	377,700	
達成状況 累計	施設数(%)	63%	67%	71.2%	71.3%	80.6%	-	-
	削減効果(%)	50%	90.4%	91.0%	90.9%	91.2%	-	-

- ②その原因と対策または方針について伺います。

- ③維持管理の削減目標からすると令和6年度が次期の見直し年度となりますが、令和6年度の見直しについて伺います。

- ④下記の各住宅の入居率や空戸数について、見解を伺います。

令和6年8月1日現在

	団地数	棟数	総戸数	入居戸数	入居率	空戸数
公営住宅	36	162	579	425	73.4%	154
特定公共賃貸住宅	8	37	77	46	59.7%	31
地域優良賃貸住宅	2	2	12	9	75.0%	3
若者定住促進住宅	9	17	61	28	45.9%	33
単独住宅	12	32	38	24	63.2%	14
合計	67	250	767	532	69.4%	235

都市住宅課提供

- ⑤上記住宅の用途廃止以外に転用するなどの施策があるのか伺います。

(2) 令和元年度マスタープラン評価報告書

- ①令和元年度に見直した主な施設（下記）で方針が示されました。5年経過した現状について伺います。

- ・ 桜の湖総合グラウンド⇒借地料減額の可能性再確認・減額が難しい場合は用途廃止
- ・ 子ども科学館⇒子ども科学館と鉱物博物館の集約検討
- ・ 福岡総合保健福祉センターほっとサロン及び川上保健福祉施設かたらいの里⇒利用料改定等

- ②ほっとサロン及びかたらいの里の利用料金改定前後の利用者数を伺います。

- ③上記施設の5年間の取り組みに対する評価を伺います。

- ④評価を踏まえた新たな計画や方針があれば伺います。
- ⑤委員会での意見に地域間バランス・過去の経緯を気にしているとマスタープランは進まない。聞けば残してほしいという意見が多い中で、ある程度割り切って進めることが必要等、提言されているが、その意見に対する見解や具体的な取り組みを伺います。

(3) 令和5年度マスタープラン評価報告書

- ①令和5年度マスタープラン評価報告書の内容は、令和元年度マスタープラン評価委員会での評価内容に対する進捗状況とありますが、その内容を伺います。
- ②福岡4小学校の方針では、高山小・下野小は優先して民間移譲、田瀬小は現状のまま民間へアプローチし引き受け手を確認するとありますが、現状をお聞かせください。
- ③再編方針の変更を予定する施設（12施設）で用途廃止に変更となっている7施設の維持管理経費について伺います。
- ④再編方針で新たに24施設を民間移譲とした見通しについて伺います。
- ⑤平成26年度の対象となる市有施設は市域全体で659施設、建物は1,742棟、床面積の総計は約55万㎡となっていましたが現在の状況を伺います。
- ⑥にぎわいプラザの用途廃止計画が徐々に遅れているように感じると市民の方から意見を頂いています。見解を伺います。
- ⑦第1回にぎわいプラザ跡地活用検討委員会が開催されました。議題ににぎわいプラザ跡地活用の考え方について議論されていますが、内容を伺います。
- ⑧にぎわいプラザ跡地の活用について市の考えをお聞かせ下さい。
- ⑨マスタープランの取組みを情報発信した際、新聞記事がインターネット記事になり反響を得たとありましたが、どのような反響内容であったか伺います。
- ⑩その反響内容に対し、今後の推進計画にどのような影響をもたらすのか伺います。
- ⑪今後、用途廃止される施設がある地域住民の意見は賛否に分かれるが、地域への説明等は実施される予定があるのか伺います。
- ⑫政策推進部のマスタープランとの関りはどのようになっているのか伺います。

以上

9 月議会一般質問

木下律子

1、 高齢者の補聴器補助について

2021 年の 12 月議会で同じテーマで質問させていただきました。その時点で岐阜県内の実施自治体は輪之内町だけでした。現在では、8 自治体に増えています。自治体に難聴に対する理解が広がっていると思います。

8 月 23 日に日本共産党岐阜県委員会が 2025 年度予算要求を提出し、県の回答をいただきました。その要求に高齢者軽度・中等度難聴への補聴器補助に対して県の回答は「難聴と補聴器の使用による予防効果などの科学的根拠は十分でないので県としては難しい」との答弁でした。

難聴者の人口は、一般社団法人補聴器工業会の推計では全国で 1,430 万人といわれております。中津川市の 65 歳以上の高齢者が約 2 万 5 千人、70 歳以上の高齢者のおよそ半数は加齢性難聴と推定されることから、推計いたしますと、中津川市では少なくとも 1 万人の難聴者がいることとなります。補聴器を使用している人は 13.5%とすれば、1350 人が使用し、8000 人を超える方が補聴器を使用していないこととなります。

- ① 中津川市として実態をつかんでおられますか。
- ② 特定健診に聴力検査を加えることができれば、早く気づき、早い補聴器の使用につながり、認知症の発症や進行を遅らせることができると思いますが、特定健診に聴力検査を加えることはいかがでしょうか。

補聴器は高価です。数万円～60 万円もします。

外国の補聴器の使用率はイギリス 42.4%、ドイツ 34.9%、フランス 34.1%、アメリカ 30.2%に対して、日本は 13.5%と低い。購入への公的補助がなく、補聴器の調整がうまくいかず、装着をやめてしまうことなどが理由です。

- ③ 早期に補聴器を使用できるように、市として補聴器購入のための補助制度が必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

2、 公共施設に「磁気ループ」の設置・保有について

磁気ループシステム（ヒアリングループ、インダクションループとも呼ばれる）は、音や声が聞き取りにくい人や補聴器を使用している人、聴覚障害のある人などが音楽や話し声を聞きやすくするための設備です。

磁気ループシステムは、電流に比例して発生する磁波を利用しています。マイクからの音声を磁気誘導アンプで変換した電気信号を、床などに敷設したループアンテナ（多芯ケーブル）に送ります。ループアンテナ内で誘導磁界が発生し、補聴器や専用

受信機で増幅してイヤホンで音だけを直接聞くことができます。音源の音が直接耳に届くので、はっきりとした音声が聞こえます。

磁気ループシステムには、床下にループアンテナを埋設して敷設するタイプと、持ち運びができる携帯型や首かけ型などのタイプがあります。

高齢者が増え、高齢者の 2 人に 1 人が難聴者と言われています。磁気ループを使うと鮮明に聞こえると言われます。文化ホールなどは敷設型、公民館などは携帯型が適当だと思います。現在社会福祉協議会が携帯型を保有され、中央公民館に預けてあります。難聴の方に使っていただき、大変好評でした。もっと気軽に使用できればと思いました。持ち運びが大変なのです。

これから高齢者が増加します。コンサートや演劇、講座などにも気軽に使えるようになれば、参加したくなる人が増えると思います。設置型は大がかりな工事が必要ですが、そのまま使えるので、便利です。携帯型は公民館など各施設が保有しておけばすぐ気軽に使えます。

- ① 公共施設に磁気ループの設置・保有が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

3、就学援助制度について

学校教育法第 19 条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定めています。義務教育の機会均等保障の要であり、等しく教育を受ける権利と機会を与え、義務教育の円滑な実施を図るために、学用品や給食費等の一部を援助する制度です。

- ① 援助を受けるには基準が決まっています。認定基準はどうなっていますか。
- ② 援助の内容について、小学生、中学生に分けて教えてください。
- ③ 援助が受けられた場合、その合計金額はいくらになりますか。
- ④ 学校への様々な費用の合計と就学援助の合計の割合はどうなりますか。
- ⑤ 支給項目と金額を紹介してください。

保護者へのお知らせによりますと「学校でとりまとめ。学校長から民生委員さんへ意見の記入を依頼」。ここまでは令和 5 年度と同じですが、令和 6 年度は「民生委員さんによる意見記入に際し、申請者との面談を行います」とあります。岐阜県内では民生委員の関与がなくなってきました。

民生委員の関与では大垣市が中津川市と同じように民生委員が関与していましたが、昨年 2023 年 10 月に民生委員の関与をなくしました。

大垣市のホームページを見ると、大垣市では、毎年度の進級時に民生委員を通じて就学援助制度の書類を該当者に配布することも行われています。2023 年 10 月 10 日、大垣市は「就学援助」を申請する際の手続きについて民生委員の署名を不要とする見直しを行いました。民生委員の署名が不要になったのは、プライバシーを知られることを恐れて申請を躊躇したりするケースがあるという要望を踏まえたものです。

中津川市では、申請者が民生委員に書類を渡し、民生委員が学校に提出していました。市民団体からこのようなことは行政手続きではやってはならないことだと指摘されました。民生委員を通しての提出はなくなりましたが、今度は学校から民生委員の意見の記入・署名を求めることになりました。ところが令和6年度は記入に際して面談までするとなっています。大垣市のように、プライバシーを知られることを恐れて申請を躊躇する方もあるのではないかと心配です。

- ⑥ なぜ面談を求めることにしたのですか。

民生委員の方々が高齢者や障がい者など生活に困っている方に寄り添って生活を改善するために頑張っておられることを知っています。民生委員は無報酬のボランティア、しかも特別公務員で守秘義務が課せられています。高齢者や子どもの見守り活動など仕事が増えています。民生委員不足に悩んでいる自治体も多くあると報道されています。

一生懸命頑張っているのに、民生委員が関与しているから就学援助の給付率が低いなどと言われたら嫌な気持ちになると思います。しかし忙しい民生委員の仕事を減らすことができ、就学援助申請の機会が増えれば2重に良いことだと思います。

- ⑦ 多くの自治体が民生委員の関与をなくしているのに、中津川市はなぜ民生委員に意見の記入を求めるのですか。

- ⑧ 現在地域のつながりが希薄になりつつある中で、ある民生委員の方は「よく知らない人の生活状況についての意見を書くのは、非常に気が重い」と言っておられました。申請者のすべてに民生委員が意見を記入しておられるのですか。

- ⑨ もし民生委員が「推薦できません」とか、面談してみたら「認められません」と記入されてきたときに、どのようにされるのですか。

資料4を見てください。就学援助に関する21市の実施状況です。私が注目しているのが、恵那市です。以前は恵那市も中津川市と同じように民生委員が関与していました。民生委員の関与はなくし、所得制限も生活保護基準の1.3倍を1.5倍に改善しました。表のように給付率が大きく改善し、2022年実績が9.2%です。

2020年度文部科学省の調査では全国平均で14.42%、岐阜県は7.92%。中津川市は5.9%です。全国では給付率が一番高いのは高知県25.88%、次いで沖縄県24.13%、岐阜県は全国で見れば最低レベルで、そのレベルより中津川市の5.9%は低いです。

- ⑩ 中津川市の現状について、どのように考えておられるか見解をお聞かせください。

以前は、認定基準がなく、すべての自治体は民生委員の意見を判断の一つにしていたと思いますが、現在いくつかの認定基準があります。すべて所得に関することです。民生委員の意見は必要なくなっていると考えます。

ですから、中津川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱にも「学校長は必要に応じて児童委員に助言を求めることができる」となっています。民生委員の意見記入が必要とはうたってありません。民生委員がその家庭の所得まで知ることはできないので、よく知らない人の生活状況を書けなくて当たり前です。無理なことを強いているかもしれません。

- ⑪ 要綱通りに運用した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。
- ⑫ 保護者へのお知らせにある民生委員の記述はなしにできませんか。

4、「中津川市医療需要検証プロジェクトチーム」の設置について

8月27日に、9月1日付の人事異動の発表があり、河合市長公室長がチームリーダーで6人のチームを発表されました。人事異動の概要として、「中津川市の医療提供体制の確立と、医療政策に係る諸課題への対応強化」がタイトルで「参事（医療政策担当）」及び「中津川市医療需要検証プロジェクトチーム」を設置し、病院事業部との連携を図ることで、中津川市の医療体制の確立と、医療政策に係る諸課題への対応を強化・加速させますとあります。

- ① 「中津川市医療需要検証プロジェクトチーム」の設置がなぜ必要か説明をお願いします。
- ② 中日新聞には「坂下診療所民営化再検討プロジェクトチーム設置」とありますが、どうのことですか。
- ③ 「中津川市医療需要検証プロジェクトチーム」はどんなチームですか。

私は6月議会で、中津川市地域保健医療計画の資料を使って、病院が足りない。医師が足りない。市民病院の外来はいいが、入院が市外に出ている。とりわけ神経系疾患の患者さんの7~8割が市外に流出している。開業医のアンケートでは中津川市で不足している医療は、急性期医療と周産期医療、救急医療、市民病院に期待する医療機能は急性期機能と救急医療と周産期医療と回答しています。

今潜伏している医療需要も含めて医療需要にできていない。将来予測も2030年2040年とも患者数は増えると推測しています。

これらの結果から市民病院は急性期医療・救急医療を充実させる。坂下診療所を純正会に民間移譲して、回復期は城山病院を加えた3つの病院が役割分担する必要がある。と考えました。

- ④ 供給と需要はバランスが肝心です。中津川市の医療需要の検証は、どのようなことを考えておられますか。
- ⑤ チームの活動は期限付きとあります。純正会とは基本合意を1年延長しました。その範囲で結論をだすスケジュールだと思いますが、どのようなスケジュールを考えておられますか。
- ⑥ 7月21日、道の駅きりら坂下の2階で園原議員と私の6月議会報告会を開催しました。会場には入りきれず、廊下まではみ出して240名の方が参加されました。予想を上回る参加者にびっくりしました。そして坂下診療所の病院機能の回復へのみなさんの期待がどんなに大きいのかを私は知ることができました。この住民のみなさんの期待に伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中津川市の医療の課題は、まず市民病院の急性期医療の充実です。救急車で行っても他市の病院に連れていかれる。手術はできないから他市の大きな病院に紹介される。救急車で搬送された一人暮らしの患者さんに夜中でも帰るように言われ、困ったと言われる話はあちこちから聞こえます。

坂下病院が診療所になり、入院はゼロになって、中津川市の医療の水準は低くなっているのではないかと6月議会で一般質問の準備をしながら思いました。やさか地域の方々はすいぶん受診をあきらめていることが坂下病院を守る会の方々が集めたアンケートにその声が多くありました。

市民病院が医師を確保し、急性期医療に力を入れることができるように、坂下診療所は民営化する。そのことによって医師の確保も財政的にも今より余裕ができ、市民病院に力を集中して取り組むことができると思います。

- ⑦ ぜひ、病院事業部が進めてきた取り組みを中断させることなく、連携して進めていただきたいと思います。市長の見解をお聞かせください。

木下律子の一般質問資料

資料1

一般社団法人日本補聴器販売店協会

2023年12月1日現在調査：(2024年1月29日訂正)

全国では237自治体 岐阜県の8自治体

- ① 高山市 2024年1月 5万円
- ② 関市 2023年7月 4万円
- ③ 飛騨市 2022年5月 4万円
- ④ 海津市 2023年4月 4万円
- ⑤ 岐南町 2023年8月 4万円
- ⑥ 輪之内町 以前から 4万円
- ⑦ 白川村 2022年4月 5万円
- ⑧ 安八町 2024年4月

資料2

聴こえを助ける「ヒアリングループ」の世界

スピーカーに音を出すかわりに、ループ状の電線に音の電流を流し、磁界として音の信号を空中に出すのがヒアリングループ（磁気誘導ループ、磁気ループ）です。この磁界の音信号は補聴器や人工内耳の「Tモード」あるいは専用受信機で聞くことができます。



ループ線で取り囲まれた範囲に磁気信号を出す音源の音が直接耳に届くので、たいへんはっきり音が聞こえます。雑音や余計な残響が入り込む余地が無いからです。難聴者のみならず、加齢などで聴力の弱った方に便利なしくみです。市民会館など公共の場所に、ヒアリングループが備え付けられているところもありますが、国内ではまだまだ数が少ないのが現状です。

資料3

21市の就学援助の状況

		○必要 ×不要	2022実績	2023予算	2022実績	2023予算	2022実績	2023予算
1	岐阜市	×	4,262	4,607	14.2%	15.4%	413,867,576	429,646,000
2	大垣市	○	983	956	7.5%	8.0%	68,184,319	94,391,000
3	高山市	×	300	298	4.54%	4.64%	26,550,213	31,000,000
4	多治見市	×	636	622	8.2%	8.2%	92,847	111,840
5	関市	×	659	709	10.0%	11.0%	58,664,963	76,197,000
6	中津川市	×	340		5.9%		25,647,281	26,671,000
7	美濃市	×	164	153	11.9%	11.0%	14,529,972	12,700,000
8	瑞浪市	×	111	123	4.3%	4.9%	10,238,728	12,970,000
9	羽島市	×	153	176	2.8%	3.3%	6,288,863	8,393,000
10	恵那市	×	319	325	9.20%	9.9%	29,539,000	40,062,000
11	美濃加茂市	×	442	430	8.4%	8.2%	36,988,332	46,217,000
12	土岐市	×	186	201	4.5%	5.0%	17,304,612	21,779,000
13	各務原市	×	1,064	1,113	9.1%	9.5%	98,687,978	113,931,000
14	可見市	×	732	720	9.1%	9.0%	67,303,390	70,975,000
15	山県市	×	186	182	10.8%	10.6%	8,799,094	10,732,000
16	瑞穂市	×	141	142	2.70%	2.70%	12,468,402	14,628,000
17	本巣市	×	173	151	6.51%	5.82%	11,131,000	15,302,000
18	飛騨市	×	90	140	6.0%	9.0%	9,221,102	17,034,537
19	郡上市	×						
20	下呂市	×	125	117	7.0%	6.0%	6,537,000	6,155,000
21	海津市	×	148	154	6.8%	7.3%	12,674,287	15,704,000

資料4 中津川市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

(就学援助費支給の申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする児童生徒の保護者は、中津川市要保護及び準要保護児童生徒（新規・継続）認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を児童生徒が在学する学校長を経由して、教育委員会へ提出するものとする。この場合において、第3条第5号に該当する児童生徒の保護者については、収入申告書（様式第2号）に必要書類を添えて、申請書と併せて提出するものとする。

2 学校長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費支給の必要の有無について意見を付することができる。この場合において、**学校長は必要に応じて児童委員の助言を求めることができる。**

(就学援助費支給の認定)

第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、就学援助費支給の認否を決定するものとする。

2 教育委員会は、申請書の内容の審査に当たって疑義が生じたときは、必要に応じ中津川市社会福祉事務所長又は児童委員の助言を求めるほか、当該児童生徒の生活状況等に関する調査を行うことができる。

(木下が赤字にした)

資料5 保護者へのお知らせ

<中津川市>

① 学校から申請書等の受け取り。

- 申請を希望される場合は、入学予定・在学小中学校（次年度の中学1年生は現在の小学校）へ相談いただき申請書等の書類をお受け取りください。
- 認定は年度ごとに行いますので、継続を希望する場合は、年度ごとに手続きが必要です。
- 申請書は、児童生徒1人に1枚（2人なら2枚）必要です。

② 申請書を記入し学校へ提出。

③ 学校でとりまとめ。学校長から民生委員さんへ意見の記入を依頼。

※民生委員さんによる意見記入に際し、申請者との面談を行います。

学校は回収後、学校長の意見を記入し教育委員会へ提出。

<恵那市>

申請方法

- 申請書および必要書類を提出後、教育委員会にて審査し、認定の可否を決定します。結果は学校を通じてお知らせします。申請書は各小中学校にありますので、必要事項を記入の上、通学している学校に提出してください。
- 現在受給されている方も、年度ごとに申請していただく必要があります。
- 年度途中での申請も随時受け付けていますが、認定月以降が支給対象となります

1. 文化財・伝統文化の保護・継承について

中津川市には、苗木城跡をはじめとする国指定文化財9件、岐阜県指定文化財30件、市指定文化財250件（令和6年8月1日現在）と数多くの文化財があります。

地域に伝わる貴重な文化財や伝統文化は、長年にわたり先人たちによって保護され、守り続けられてきたものであり、市民が共有する貴重な財産の一つです。

近年は、少子化、高齢化の進展に伴う人口減少等により、民俗文化財や地域の伝統文化を後世に継承していくことが困難となり懸念されています。

この貴重な指定文化財がどのように管理、保護されているのか、また、文化財や地域の伝統文化をどのように後世に継承していくのかについて伺います。

(1) 指定文化財の管理、保護について

①市内には数多くの指定文化財がありますが、文化財の管理状況をどのように把握しているのか伺います。

②岐阜県文化財保護協会が行う巡視対象の文化財の種類と件数を伺います。

③岐阜県文化財保護協会の巡視対象文化財のうち保護巡視員がいない地域がありますが（加子母、付知、川上地区）、その管理状況はどのように把握しているのか伺います。

④市指定文化財は、令和5年8月に新規で有形文化財1件と史跡1件が指定されていますが、過去5年間の新規指定件数と解除件数を伺います。

⑤市内の指定文化財289件を適切に保護するには、標柱や案内板は重要ですが、文化財の種類別の設置状況について伺います。

⑥標柱や案内板は、文化財の保護と観光など地域のまちづくりに大きな効果があります。今後、標柱や案内板を設置又は更新していくことについての市の見解を伺います。

(2) 文化財・伝統文化の継承について

岐阜県では文化財保護法の改正（平成31年）で、令和3年に文化財の保存・活用の取組みを計画的、継続的に実施し、地域全体による文化財の継承に向けた取組を促進するため「文化財保存活用大綱」が策定され、市町村では、大綱を勘案して「文化財保存活用地域計画」を策定することができることとされています。「文化財保存活用地域計画」は、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープラン兼アクションプランで、全国で169市町、県内では岐阜市、美濃市の2市が認定されています。

「文化財保存活用地域計画」のメリットは関係者がビジョンを共有し連携して文化財保護を推進できることや、文化財関係の国庫補助事業の優遇措置などがあります。

当市におきましても少子高齢化に伴い人口減少が進んでおり、文化財の中でも無形民俗文化財や地域に伝えられる伝統文化を次世代に継承していくことは非常に大切なことと考えます。そこで、文化財、伝統文化の継承について伺います。

①市における文化財・伝統文化の保存、継承に関する課題を伺います。

②無形民俗文化財や地域の伝統文化を後世に継承していくための取組を伺います。

岐阜県では、郷土で育まれた伝統文化の継承や振興のために、長年にわたり取組んでこられた方々の功績を称えた表彰制度があります。この制度により市内では多くの方が表彰され、受賞者の励みになっています。

市内では、地域に伝わる伝統文化を守り育て次世代に継承していくために、「保存会や伝統文化継承会」などを結成し地域ぐるみで伝統文化を守る取組み

が行われています。

このように地域で活躍されている継承者や指導者などを市が認定する制度があれば、更に伝統文化の継承に繋がり、地域の活性化の原動力になると思います。

③市が継承者や指導者などを認定する制度、表彰制度について、市の見解を伺います。

④市の文化財保存の課題解決のために、また、地域に長きに渡り伝えられる貴重な財産を後世に継承し保存していくためには「文化財保存活用地域計画」の策定は必要性が高いと思いますが、市の見解を伺います。

1 災害時の福祉避難所について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が8月8日に出了ました。

障がい者、高齢者などの要配慮者の福祉避難所の設置は緊急の課題になってきました。

国も能登半島地震を教訓に対応強化策案を出しましたが、その中では高齢者の介助などの福祉は明記されていません。

市長は公約で、『安心づくり』は『心』です。支援を必要とする人を誰も取り残さない社会を目指し、健康、福祉、医療、防災といった分野で市民が安心して暮らせる施策を実行いたします。」と言われ心強く思っております。

私は障がいがあり、災害時は自助として自宅待機を覚悟しています。

3月議会の私の質問に、『協定を締結した市内にある社会福祉施設は34か所になり要支援者が支障なく避難生活を送れることができるよう介助員による相談対応や日常生活上の支援、要支援者の急変対応などが行われます』と伺いました。

取り敢えず一次避難は一般避難所に避難するわけですが、要配慮者のための福祉用品の備蓄は大丈夫だろうか、要配慮者の使えるポータブルトイレは置いてあるだろうか等々と、心配する声があります。

災害時の福祉避難所は二次避難所になります。福祉避難所では、職員の被災や施設の利用者支援で手がいっぱいになることが予想され、外から来た人を介護するのは無理ではないか。また、福祉避難所としての避難訓練もやっていない、と心配する声も届いています。

令和3年5月に改定された内閣府のガイドラインには、災害時要援護者（要配慮者）対策の進め方について避難支援ガイドラインのポイントと先進的取り組み事例が出ています。

【主な改定内容】

- ・指定福祉避難所の指定及び受け入れ対象者の公示
- ・指定福祉避難所への直接避難の促進

と、あります。

中津川市では、平成27年1月中津川市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)が出されていますが、全体計画が具体的にどこまで進んでいるのか知りたいと思います。

質問に入ります。

① 要支援者名簿と個別計画の作成は出来上がっているか伺います。

自主防災の考え方は自助、共助が基本とも言われています。

地域社会の有り様が年々変わり共助も難しくなっていますが要支援者名簿と個別計画があれば、地域住民が顔見知りです避難行動要支援者の所在を共有でき避難支援体制が作れるのではないかと考えます。自主的な取り組みも期待でき、行政との協働も働きか

けやすいと思います。

- ② 情報の共有支援が出来ている地域があれば教えてください。
- ③ 避難行動要支援者が参加した避難訓練は市内で行われているかお伺いします。
- ④ 福祉避難所は福祉関係の職員の他に支援者、ボランティアの養成が不可欠だと思いますが、養成講座や研修があるかお伺いします。
- ⑤ 避難行動要支援者避難支援連絡会議は適宜開催されているかお伺いします。

1. 「東海地震に係る地震防災対策強化地域」中津川市の防災・災害時の対応について

令和6年は、1月1日16時10分頃、石川県能登地方で最大震度7を観測される地震、「令和6年能登半島地震」の発生で始まりました。その後大きな災害も何もない無事な年になりますようにという思いはおいていかれ、全国的に災害的な猛暑の中、7月25日には、梅雨前線の影響から大雨となり東北地方特に秋田県や山形県に大きな被害が発生しました。落ち着く間もなくその後も、8月8日16時42分頃には宮崎県日向灘を震源とした地震の規模マグニチュード7.1、最大震度6弱の地震が発生しました。これにより同日19時15分気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を公表しました。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を公表

南海トラフ地震の想定震源域では、**新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられます**

今後、もし大規模地震が発生すると、**強い揺れや高い津波を生じると考えられます**

※新たな大規模地震が発生する可能性は平常時と比べると高まっていますが、特定の期間中に大規模地震が**必ず発生することをお知らせするものではありません**

政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください

※モーメントマグニチュードは、震源断層のずれの規模を精査して得られるもので、地震発生直後に地震波の最大振幅から計算し津波警報等や地震情報の発表に用いるマグニチュードとは異なります。

今回の地震の発生場所

2024年8月8日 16:42
 M7.1 深さ：31km
 モーメントマグニチュード7.0

・赤線は想定震源域、青線は南海トラフ地震臨時情報発表に係る地震活動の監視領域
 ・黒点線は、フィリピン海プレート上面の深さ

（気象庁報道発表資料より一部引用）

8月8日は、中津川市では夕方から雨が強く、大雨注意報や洪水注意報が発令されましたが、21時38分にはどちらも解除されました。

そんな中、気象庁の発表を中津川市も、22時48分に「中津川市市民安全情報ネットワーク」でメールや市の公式ラインで以下の文面が発信されました。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました

★ 2024/08/08 木曜日 22:48

本日16時43分頃に、宮崎県沖日向灘を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生しました。この地震と南海トラフ地震の関連性について気象庁で検討した結果、平常時に比べて大地震の発生する確率が高まっていると考えられます。この情報は、ただちに大地震が発生するということではありません。事前の避難は必要ありませんが、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をお願いします。なお、今後の国や自治体などからの情報を確認し、デマなどに惑わされることのないよう、冷静な対応をお願いします。

- 【地震への備え】
- ・避難場所、避難経路の確認
 - ・家族との安否確認手段の確認
 - ・家具の固定の確認
 - ・非常持ち出し品の確認

中津川市役所防災安全課(0573-66-1111)

既に、19時台の気象庁の発表をSNSやメディアを通じて知っていた人の中には、帰宅途中にせめて水だけでもとお店に立ち寄ったところ、既に棚が空になっていたところもあったと教えてくれました。

「大規模地震対策特別措置法」（大震法）が昭和53年（1978年）12月14日に施行されそれにより、昭和54年（1979年）8月7日に東海地震が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域を「東海地震に係る地震防災対策強化地域」として指定しました。当時は6県（神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）170市町村で、中津川市は岐阜県で唯一これに指定された地域でした。当時の中央防災会議でその後見直しが行われ、平成24年4月1日現在では、その地域も1都7県157市町村となっています。その後、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定があり関東から沖縄までの1都2府26県707市町村（26年3月28日現在）の一つに中津川市も指定されました。岐阜県は飛騨地域の2市1村を除く39市町村（26年3月28日現在）が指定を受けてその中の一つです。現在、気象庁は、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始し、これに伴い東海地震のみに着目した「東海地震に関する情報」は廃止されました。

しかし、このような過去からの経緯をみても、中津川市は他市より積極的に防災に取り組んでいたのではと思います。

防災安全課では今年も「広報なかつがわ」の見開きのページで、6月号では「土砂災害 ハザードマップの使い方」、8月号では「地震だ！

そのときあなたはどうか動く? ～災害時に素早く最適な行動を～」「災害時のトイレの備蓄とごみ出しの理解」とそれぞれに特集ページを組んでいます。今年度は地震対策を主とした、冊子「令和6年度家庭の防災訓練」も一緒に配布されています。内容も充実しています。

また、令和6年3月には「中津川市地域防災計画」の改定もされました。

一方、日向灘の地震発生の前に行われた防災講演に友人と参加してきました。その際の質疑応答で出された質問の一つが、「指定避難所には、どのくらい水や食料があるのか。避難してきた人数分あるのか」というものでした。「広報なかつがわ」や「家庭の防災訓練」で記載してあることが行き渡っていないことを実感した瞬間でした。

以下の質問をします。

- ① 8月8日、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震注意)の発表をしたのち、市民の方々からは何か問い合わせ等ありましたか。
- ② 同日、中津川市も同情報を「中津川市市民安全情報ネットワーク」メールや公式ラインで発信しました。この時、又はその後市民の方から問い合わせ等ありましたか。

地震への備えを再確認してください

★ 2024/08/09 金曜日 19:00

8月8日19時15分、気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されました。
南海トラフ地震の想定震源域で新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられ、今後一週間程度、平常時よりも後発地震の発生する可能性が高まっています。

市民のみなさまには、避難場所・避難経路、家族との安否確認手段、家具の固定、家庭での備蓄(食料、水、非常用持ち出し品等)など、日頃から行っている地震への備えを改めて確認していただき、地震発生時にはすぐに避難できるよう準備をお願いいたします。
また、テレビやラジオの報道や、市や県の広報に十分注意し、デマなどに惑わされることなく、冷静な行動をお願いいたします。

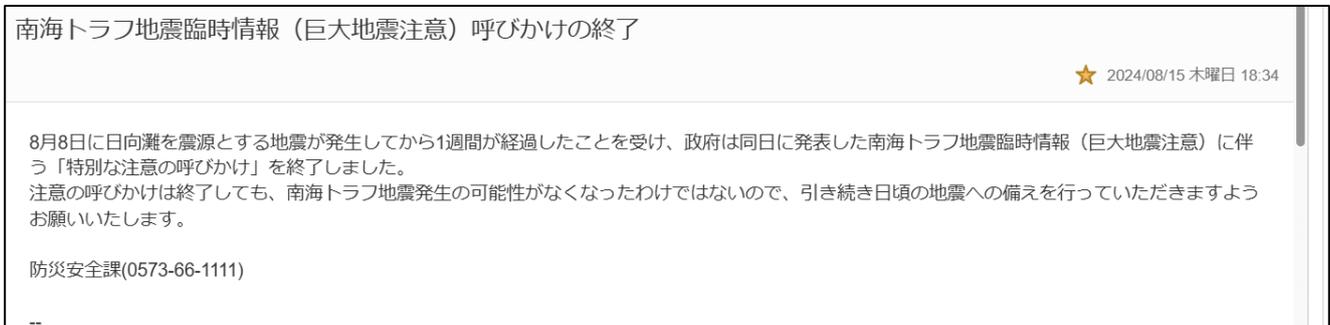
市の発信情報については、ホームページをご確認ください。
<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/life/bosai/3/29545.html>

防災安全課(0573-66-1111)

--

- ③ 8月9日には、中津川市は再度このように情報を発信しています。この際は、市民の方の問い合わせ等はありましたか。

その後、気象庁は『8月15日17時をもって、「南海トラフ地震臨時情報」(巨大地震注意)発表に伴う政府としての「特別な注意の呼びかけ」を終了しています。』としました。中津川市も「中津川市市民安全情報ネットワーク」メールや公式ラインで以下のように発信しました



④ この終了の案内に、市民の方から問い合わせ等ありましたか。

令和6年3月に改訂した「中津川市地域防災計画」の概要版ではその修正箇所などが記載されています。

安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化は大切です。安否不明者の速やかな絞り込みをするためには、全体の安否確認がスムーズになされる必要があると思います。その他の項目も含め以下の質問をします。

- ⑤ 各地域ごとの防災訓練で安否確認に取り組んでいる地域もありますが、全部の地域で取り組んでいますか。
- ⑥ コロナ禍以降、指定避難所だけでなく、地域の集会所や自宅等の分散避難などもあり得ます。そのような場合の安否確認の方法は、どのように行われていますか。
- ⑦ ラインなど SNS やアプリを活用しての安否確認の集計をすることもできると聞いていますが、市としてはどのように考えていますか。
- ⑧ 地域単位で避難に対応できる仕組み作りは重要だと思います。防災面からも地域の実情をよく把握していて、任期中の充て職ではなく、継続して携われる仕組みと組織は重要です。以前確認したときは、特に旧市内で自主防災会が自立している地域が少なかったと思います。その後どのようになってきましたか。

東海地震の地震防災対策における整備事業の終了については、国の財政上の特別措置を受けていたものが終了したとしてあります。しかし一方では、中津川市は県下唯一の「強化地域」であり、そのことは「岐阜県地域防災計画」(地震対策計画)令和6年3月岐阜県防災会議の中でも、「第4章東海地震に関する事前対策第1節総則第6項強化地域」に「本県における強化地域は、中津川市1市である」としてあります。「第2節活動体制第2項市町村本部」でも強化地域として記載されています。第6節事前避難対策では、特にその実施内容において「中津川市は・・・」といった文言も多く記載されています。項目だけ一部抜粋で引用します。

3. 実施内容

(1) 強化地域の対策

- ア、事前避難の実施 中津川市は・・・・以下略
- イ、避難指示の内容 中津川市及び県警察は・・・・以下略
- ウ、避難措置の周知
 - a 避難対象地区の住民等への周知徹底
 - b 県への報告等

(2) 収容施設における措置

(3) 事前避難体制の確立

- a 避難体制の確立等
- b 避難誘導等適切な対応
- c 避難方法

(4) 避難対象地区以外の住民等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

中津川市は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じるものとする。

・・・・以下略

以上引用終わり。

もちろん「中津川市地域防災計画」の中でもこういった動きは位置づけられていますが、やはり、県においてここまで記載されていると「強化地域」という言葉の重さを改めて感じます。また「東海地震」にこだわらなくても重要なことだと感じます。

そこで以下の質問をします。

- ⑨ 現在、中津川市の昭和 56 年(1981年)5月31日以前の木造住宅の耐震化率は近々の値でどうですか。
- ⑩ 改築や移転等で以前の調査と違ってきている分もあると思います。その場合はどのように調査していきますか。
- ⑪ ブロック塀等の危険性も言われています。ブロック塀等の除去補助の案内も、先日公式ラインや「中津川市市民安全情報ネットワーク」メールで見ました。ブロック塀の除去は進んでいますか？
- ⑫ 指定避難所60箇所の耐震性は確保されていますか。
- ⑬ 指定避難所運営マニュアルの作成は、どこまで進んでいますか。
- ⑭ 以前、作成や運営の委員には女性を必ず入れてほしいとお願いいたしました。委員の構成男女比はどうですか。
- ⑮ 指定避難所以外でも、地域の避難所でも簡単でも運営マニュアルがあるといいと思いますがどうですか。
- ⑯ 指定避難所のマニュアル作成後、見直しもしくはそれに沿っての防災訓練はされていますか。
- ⑰ 避難所へ集まっての防災訓練も多く行われているようです。訓練とはいえ、手ぶらで避難所に集合しない工夫が、実際いざという時に役に立つと思いますが、行政としてどう考えますか。

地震災害でも、水害でも、被害者が少ない地域では、その後の話を聞くとやはり避難訓練なり防災訓練を大なり小なり年に何回か実施しています。「強化地域」の中津川市としてはもっとしっかり取り組む必要があると感じます。そのためにも、自主防災会や防災士だけでなく消防団や地域の高校生にも参加していただき、訓練を重ねるしかないと思います。

- ⑱ 市としては、どのように考えますか。
- ⑲ 福祉避難所は現在いくつありますか。
- ⑳ 中津川市は、福祉避難所をどのように位置づけていますか。
- ㉑ 福祉避難所とその地域との防災訓練の実施はどう考えていますか。

平成29年6月に「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、「避難確保計画」の作成及びその計画の市町村長への提出、計画に基づく訓練の実施が義務化されました。ある施設の方が「何をどう書いていいか、結構大変です。」と話されていました。

②当該施設は、市のホームページに上がっていますが、対象は42施設でいいですか。

③国土交通省のホームページでは、令和6年3月31日現在、中津川市は42施設中31施設となっています。避難訓練実施数は14施設です。令和5年3月31日ではそれらは、40施設中15施設が作成、4施設が訓練実施でした。その後作成終了した施設、訓練した施設等は増えましたか。

④国は大規模化する災害に対応するために、様々な防災・災害の対策を組み立ててきます。中津川市が「強化地域」であるならば、それなりにもっとスピードをあげて取り組む必要があると思いますが、市長はどのようにお考えですか。

今回の、台風10号の影響で、蒲郡市で発生した土砂災害は、ニュースではハザードマップの白地の場所、「土砂災害警戒区域」に指定されていない場所であるとして取り上げていました。残念ながら犠牲になった方が出てしまいました。

ハザードマップは、自分の身の回りの危険や自宅や学校、避難先、勤務先、通学路、通勤路の危険、また逆に安全な場所を知るためにも、しっかり見ておく必要がある大事なものです。避難カードや避難のタイムラインなどの作成にはしっかり見てほしいものです。

蒲郡市の土砂災害は、やはり自然は怖いと感じました。中津川市は、まだまだやること、やらないといけないことが多いのですが、いざという時の対策本部が、市役所本庁が河川のすぐそばというのは不安です。市役所本庁舎のみならず、消防署や警察署といった、いざという時に、危機管理面からも、これらの施設が河川のそばに並んでいます。また、市役所もですが消防署の建物が老朽化しています。

⑤消防署の耐震化はされていますが、建物そのものの耐用年数は、あとどのくらいですか。

⑳ 今後、市役所・消防署などがヘリポートが共有できる、河川から離れた、土砂災害の心配のない場所に移転する計画をしていく必要があると思いますが、市長はどのように考えますか。

